

## 犬山市狭あい道路に係る道路後退指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における狭あい道路に係る道路後退について必要な事項を定め、良好な都市環境を形成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員が4メートル未満の道をいう。
- (2) 道路後退 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により境界線とみなす行為及び同項の規定による基準と同等の基準で狭あい道路に対して後退した線を境界線とみなす行為をいう。
- (3) 後退線 法第42条第2項の規定により境界線とみなされる線又は市が定める基準により後退用地若しくは隅切用地と狭あい道路に接する敷地との境界線をいう。
- (4) 工作物等 門塀、擁壁、ブロック、建築物その他これらに類するものをいう。
- (5) 樹木等 樹木、生垣、花壇その他これらに類するものをいう。
- (6) 後退杭等 後退線上の主要な位置に設ける杭、鋌等をいう。
- (7) 後退用地 道路後退を要する道の境界線と後退線との間に介在する土地をいう。
- (8) 所有者等 道路後退に係る土地の所有者又は建築行為等を行う者をいう。
- (9) 隅切用地 角地である土地の角を切り取って道路状にする土地をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、狭あい道路のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定した道路その他市

長が必要と認める道路に適用する。

(後退用地に関する支援)

第4条 市長は、道路後退により後退杭等を設置した後退用地のうち、一般公衆の用に供する道路と一体として利用されるものについては、次に掲げる支援（以下「用地支援」という。）を行うことができる。

- (1) 所有者等から固定資産税及び都市計画税の非課税に係る申請並びに下水道事業受益者負担金の減免に係る申請があった場合において、対象敷地について該当する措置を講じること。
- (2) 後退用地内に存在する工作物等を後退用地外へ移設する場合に要する費用の一部を補助すること。
- (3) 市長が定める基準による後退用地及び隅切用地について、寄附、買取等の支援をすること。

2 市長は、用地支援を受ける者が次条に定める管理義務を履行していないと認めるときは、速やかに当該用地支援を取りやめるものとする。

(管理義務)

第5条 所有者等は、用地支援を受けた後退用地内に工作物等及び樹木等を設置してはならない。

(協議及び届出)

第6条 所有者等は、用地支援を受けようとするときは、後退用地を確定する前に当該後退用地に係る道路の道路管理者（道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）と協議するものとする。

2 所有者等は、前項の協議が整ったときは、速やかに道路後退に係る届出書（様式第1）に当該協議に係る後退用地の位置が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

(後退杭等の支給)

第7条 所有者等は、後退杭等の支給を受けるときは、後退杭等支給願（様式第2）を市長に提出するものとする。

(後退杭等の設置完了報告)

第8条 所有者等は、後退杭等の設置を完了したときは、後退杭等設置完了報告書(様式第3)を市長に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 犬山市における建築行為等に係る道路後退指導要綱(平成元年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。